

# グローバル教育推進委員会設置要綱

## 1 目 的

教育委員会が進めるグローバル教育推進事業の運営に関し、専門的見地から指導、助言及び評価等を行い、グローバル教育推進事業の円滑な実施に資する。

## 2 組 織

- (1) グローバル教育推進委員会（以下「推進委員会」という）は、8名以内で組織し、委員は、教育長が委嘱または任命する。
- (2) 推進委員会には、座長1名を置き、指導担当の教育次長を充てる。
- (3) 座長は、推進委員会を開催し、会務を総括する。
- (4) 座長は、必要があると認めるときは、推進委員会の委員以外の者に出席を求め、資料の提供や、意見、説明、その他の協力を求めることができる。

## 3 任 期

- (1) 委員の任期は任命の日から平成28年度末までとする。ただし、やむを得ない事情等により委員が欠けた場合には、補充のため新たに委員を委嘱または任命する。
- (2) 委員は、再任されることができる。

## 4 部 会

- (1) 推進委員会には、必要に応じて専門部会を置くことができる。
- (2) 専門部会の委員は、教育長が委嘱または任命し、専門部会の委員の任期は任命の日から平成28年度末までとする。
- (3) 専門部会には、スーパーバイザーを置き、スーパーバイザーは委員の中から座長が指名する。

## 5 審議内容

- (1) 事業の計画に関することについて指導、助言を行う。
- (2) 事業の実施に関することについて指導、助言を行う。
- (3) 事業の評価を行う。
- (4) その他関係する事項

## 6 そ の 他

推進委員会の事務局は、高知県教育委員会事務局高等学校課に置く。

## 7 附 則

この要綱は、平成28年5月1日から施行する。